



宮 崎 県 公 報

令和6年9月26日(木曜日) 第547号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 1	

公 告

○落札者等の公告(2件)……………	1
病院局企業管理規程	
○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程……………	2

告 示

宮崎県告示第 520号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字奉射丸甲1531-34(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 521号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 165-19
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達物件及び予定使用電力量
宮崎県庁舎(2から4及び6から9号館)で使用する電気
1,385,100 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部財産総合管理課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
30,048,846円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和6年7月11日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達物件及び予定使用電力量
宮崎県防災庁舎で使用する電気 1,629,500 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部財産総合管理課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イーセル 広島県広島市西区井口五丁目6番4号
- 5 落札金額
35,579,024円

6 一般競争入札の公告を行った日
令和6年7月11日

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和6年9月26日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第5号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(料金等の額)		(料金等の額)	
第3条 条例第6条第2項に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額は、それぞれ平成20年厚生労働省告示第59号及び平成18年厚生労働省告示第99号により算定した額とする。		第3条 条例第6条第2項に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法（以下「診療報酬算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額は、それぞれ平成20年厚生労働省告示第59号及び平成18年厚生労働省告示第99号により算定した額とする。	
2 [略]		2 [略]	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区 分	単 位	金 額	備 考
[略]			
17 [略]			
18	長期収載品の処方等又は調剤に係る加算料	1件につき	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
19	[略]		
18 [略]			

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。